

令和5年第10回

# 君津市農業委員会議事録

令和5年9月5日（火）

令和5年第10回君津市農業委員会議事録

日 時 令和5年9月5日（火）午後4時00分から午後4時34分

場 所 君津市役所6階 災害対策室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎川正幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 6号から議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第 8号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

日程第6 議案第 9号 令和5年度第5次農用地利用集積計画について

日程第7 報告第 1号から報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 5号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について

報告第 6号から報告第 9号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（14名）

1番	内海孝夫	2番	鮎川正幸
3番	水野徳子	4番	小笠原武男
5番	笹本幸恵	6番	宇野真弘
7番	神子純一	8番	溝口勝美
9番	小泉春水	10番	齊藤昇
11番	重田忠男	12番	長谷川貢
13番	鈴木隆	14番	石井和美

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長	永 田	聡
主幹	宇佐美	宏
事務局次長	永 鳶	一 環
会計年度任用職員	白 石	勇 一
経済環境部農政課企画調整係長	奥 倉	康 裕

---

◎会長挨拶

会 長 どうも皆さん、稲刈りでお忙しい中、農業委員会への御出席ありがとうございます。  
御苦労さまです。

今年は暑い中、本当に猛暑と言われるところで35度を超える一番暑い夏ではないかという  
ふうに思います。稲もちょっとそのおかげで稲枯れしているようなところも多々あるような  
気がします。こういう中で何とか稲刈り頑張って皆さんやっただいていてと思います。  
特に年を取っていきますと、熱中症とかなりやすくなりますので、気をつけて作業のほうを  
していただきたいと思います。

この後、歓送迎会もありますが、この会議、ひとつよろしく願いいたします。

---

◎諸般の報告

会 長 それでは、8月以降の諸般の報告をさせていただきます。

8月4日、総会終了後、ハミルトンホテル上総において、令和5年度「小糸川・岩瀬川・  
川名川沿岸農業農村総合整備事業推進協議会」定期総会が開催され、私が出席いたしました。  
以上でございます。

それでは、総会に入ります。

農業委員会の総会は、農業委員会会議規則第17条に公開すると規定されております。

本日は、3名の方から傍聴の申出がありましたので、御了承願います。

(傍聴人入室)

会 長 会議に先立ちまして、傍聴人の方には、会議を傍聴するに当たり受付時にお渡しし  
てあります傍聴要領の「会議の傍聴人の遵守事項」等を守っていただき、会議の進行に御協  
力をお願いいたします。

---

◎開 会

(午後4時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は14名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和5年  
第10回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

---

◎会期の決定

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

---

◎議事録署名委員の指名

議長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

4番、小笠原武男委員、7番、神子純一委員の2名をお願いいたします。

---

◎議案第1号ないし議案第5号

議長 日程第3、議案第1号ないし第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、農地法第3条の許可申請について事務局から説明させていただきます。

議案第1号について説明します。

大井地先の田1筆、面積1,786平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は農業経営を縮小するため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準として、譲受人は現在2万249平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第2号について説明します。

賀恵淵地先の田2筆、面積2,259平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は市外に居住しており管理が難しいため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在1万173.25平方メートルの農地を経営しておりまして、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第3号について説明します。

同じく、賀恵渚地先の田1筆、面積1,175平方メートルを売買により所有権移転するもの

です。申請理由といたしまして、譲渡人は市外に居住しており管理が難しいため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしましては、譲受人は現在1万128.79平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

議案第4号について説明いたします。

柳城地先の田1筆、面積502平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は耕作できない農地を有効活用してもらうため、譲受人は新規に農業経営を始めるためです。

許可基準ですが、譲受人は新規就農者で家庭菜園程度ですが耕作の経験があります。また、申請地の近くに譲渡人の親類がおり、技術的な指導や農機具の借入れ等をお願いをしているということです。

農機具は耕運機、草刈り機を購入または借用する予定であり、農作業従事日数は150日を見込んでいます。また、現在居住地は県外ですが、車で1時間10分程度で通うことができ、将来は移住を考えているということでございます。

以上、資格等については問題ないと思われま

議案第5号について説明いたします。

大中地先の田2筆、面積2,982平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は相続により取得したが、県外に居住しており管理が難しいため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

譲受人は現在1万2,182平方メートルの農地を経営しておりまして、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

以上、農地法第3条の許可申請に係る事務局の説明を終わらせていただきます。よろしく  
お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第1号について、5番、笹本委員からお願いします。

笹本委員 5番、笹本です。

第1号議案について御報告します。

詳細につきましては、ただいま事務局からの説明のとおりです。

場所ですが、別冊1ページを御覧ください。

紙面左上から右方向へ県道92号線があります。左は君津方面、右は清和方面となります。中村橋から清和方面へ300メートルぐらい行ったところの右側にある田が申請場所となります。

譲渡人、譲受人から同一の代理人への委任状が提出されていまして、その方に、8月24日に連絡を取り、25日8時頃お会いし、現地の確認と聞き取り調査をいたしました。現地はきれいに草刈りがされていまして、ここ数年耕作されていない状態とのことでした。

譲渡人は管理が困難なため規模を縮小したいと思い、近くの譲受人に相談したところ、今回のお話となりました。

譲受人は機械も全てそろっており、営農規模拡大をするに当たって特に問題はないと思われませんが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第2号ないし第3号について、10番、齊藤委員からお願いします。齊藤委員 では、齊藤です。よろしくお願いします。

申請がありましたこの件で、8月27日です。現地調査に譲受人と一緒に現地確認をしてみました。

場所は別冊の2ページ目です。御覧になってください。

近くに大した目印になるようなものないんですけども、バイパス、JA味楽園の直売所から西に向かって300メートルないし500メートルの位置にあります。

そして、今回の件、田んぼが2筆となっております。1筆のほうは、ここの地目田になっていたんですけども、二、三年、田にしていなくて休耕地になっているということで確認してきました。でも、本人はここを何とか復活して田んぼにするという意気込みがありました。

この受取人、今も水稻のほうを一生懸命やって、その後、せがれさんも跡を継いでちゃんと

水稻のほうを一生懸命やっております。そういうのをよく見ているので、そういうことを含めまして、今回所有権移転の申請があったということで、不許可の要件に当たるものはないと思っています。御審議のほどをよろしく願いいたします。

では、続きまして、議案番号3ということで説明いたします。

場所のほうは、さっき言った味楽園の直売所から見て西のほうに300メートルぐらい行ったところ辺りの現場です。

この方の受取人も、水稻のほうを一生懸命やっている方で、普段よく見えています。

それで、これから何かもう少し規模を拡大していきたいという話も聞いていますので、今回の所有権移転の件も妥当だと自分は思っております。そういうことですので、御審議のほどをよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 続きまして、議案第4号ないし第5号について、13番、鈴木委員からお願いします。  
鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案番号第4番について御説明いたします。

申請内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地でございますが、別冊の3ページを御覧ください。

左上のほうに名殿という国道410号の信号がありますけれども、それを左折しまして、亀山方面に向かって国道465号に入って1キロほど行ったところに柳城橋という橋がありまして、その左下が申請地でございます。

代理人の方と現地確認を行いまして、申請地は耕作はしておりませんが、草刈り等をしてきれいな状態となっております。

譲渡人は相続によりこの土地を取得しましたが、遠方に生活拠点があり遊休農地となっているため、有効活用をしてもらいたいとのことようです。

譲受人につきましては、現在、川崎市に居住する会社役員ですが、両親のお墓が君津市営聖地公園にあることから、申請地に隣接する宅地と建物を一括して取得して移住を考えているようでございます。

農業経験につきましては家庭菜園程度ですが、農作業の経験はあるので、近隣の農家の協力を得て耕作をしていくとのこと、問題はないと思います。御審議よろしく願いいたします。

次に、議案番号5番でございますが、別冊の4ページを御覧ください。



ここには目印が全然ないんですけれども、分かりにくいんですけれども、私が行った方法で説明させていただきます。

申請内容は事務局の説明どおりでございますけれども、申請地はただいまお話ししましたように、国道410号の名殿の信号を鴨川方面へ真っ直ぐ進みますと、左手に清水トンネルというトンネルの出口と六区西部自治会館というのがございます。その十字路を左折して大中部落の村中を通り過ぎると、高水橋という小櫃川に架かる橋に出ます。そこを右折して、またすぐ右折して農道に入ります。そこから1キロほど行ったところが申請地でございます。

代理人と現地の確認を行ったところ、申請地は田んぼですが耕作はされておらず草が生い茂っています。ですが、基盤整備済みの田んぼですので用水路とか排水路は整備されており、草刈りをすれば保全はできると思います。

譲渡人は相続によりこの土地を所有していましたが、遠方に生活拠点があり管理ができず、耕作放棄の状態となっております。申請地の近くに居住している実の兄に譲り渡して水田として利用してもらい、耕作放棄の状態を解消してもらいたいとのことです。

譲受人は農業経営の規模拡大と耕作放棄の解消のため取得するということです。問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

---

◎議案第6号ないし議案第7号

議長 日程第4、議案第6号ないし第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第6号ないし第7号について、事務局より説明をお願いします。

永島次長 議案第6号について御説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。

二入地先の畑1筆、面積1,130平方メートルを太陽光発電へ転用し、太陽光パネル172枚を設置します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。埋立て等を行わず整地のみ実施します。用水は使用せず、排水は自然浸透式とします。工事開始はもちろん工事中は近隣住民に対し常に注意を払い、生活に支障がないようにします。また、道路幅が狭いので工事車両の進入・通行を慎重にし、近隣住民の通行の妨げにならないよう注意します。

工事後も土砂が流出しないよう境界にフェンスを設置し、必要に応じて土のう等で対策します。日照、通風の妨げになるような工作物は設置しないので、営農には問題ありません。

議案第7号について御説明いたします。

二入地先の畑2筆、面積1,166平方メートルを太陽光発電施設へ転用し、太陽光パネル172枚を設置します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。埋立て等を行わず整地のみ実施します。用水は使用せず、雨水は自然浸透式とします。工事開始はもちろん工事中

中は近隣住民に対し常に注意を払い、生活に支障が出ないようにします。また、道路幅も狭いところですので工事車両の進入・通行を慎重にし、近隣住民の通行の妨げにならないよう注意します。

工事後も土砂が流出しないよう境界にフェンスを設置し、必要に応じて土のうで対策します。日照・通風の妨げになるような工作物は設置しないので、営農には問題ありません。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第6号ないし第7号について、7番、神子委員からお願いします。

神子委員 7番、神子です。

申請番号第6号、7号について一括して御説明させていただきます。

詳細につきましては、ただいまの事務局説明のとおりです。

8月29日、午前10時に立会人に現地にてお話をお聞きしました。

現地は、総会議案の別冊5ページをお開きください。

国道465号線を清和小学校から五、六キロほどの三島地区の二入です。二入地区の入り口にある井戸店から山道に入り、山道を五、六十メートルほど入ったところが現地でした。

最初に、議案第6号についての農地の周辺には民家もなく、田んぼや畑も少なく、一部の農地は草刈りはされていましたが、全体的には竹林に囲まれた山間部というイメージでした。この山道から農地にかかる場所もかなりの傾斜でした。これ本当に大丈夫かなというほど、私個人的には山道から農地にかかる傾斜状況だと、見たときにそんなふうに感じました。

次に、議案第7号は、この6号議案に隣接しておりまして、現況は民家もなく、一面雑草畑でありました。

いずれにしても、両議案とも太陽光発電の設置には特段の問題はないかと思われまので、御審議のほどをよろしくお願いします。

以上です。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議長 長 続きまして、議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

---

◎議案第8号

議長 長 日程第5、議案第8号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永嶋次長 議案第8号について御説明いたします。

議案書3ページを御覧ください。

小櫃台地先の畑1筆、面積773平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として令和5年10月31日まで許可を得ていましたが、令和6年10月31日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。

議長 長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

---

◎議案第9号

議長 日程第6、議案第9号 令和5年度第5次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

初めに、経済環境部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 農政課、奥倉でございます。

議案第9号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、令和5年度第5次農用地利用集積計画の作成に当たり、農業委員会に御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書5ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区7件13筆、1万831平方メートル。小糸地区7件19筆、2万2,214平方メートル、合計14件32筆、3万3,045平方メートルでございます。

続きまして、所有権移転につきましては、君津地区1件2筆、1,445平方メートル。

以上でございます。

個別の案件につきましては、6ページから14ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では令和5年4月1日より前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第9号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

溝口委員。

溝口委員 この内容を見ますと、農業法人さんが結構小糸地区で多くやっているみたいなんですけれども、私も清和地区の委員、私も3年間推進委員やっていたんですが、この会社のことよく存じ上げています。それで、清和地区のほうに進出してくれないかなということいろいろ頼んだんですけれども、なかなか道路がないということでやってもらえなかった。だから内容は、この小糸のほうに進出している法人のことはよく知っているんですけれども。

ただ、一概に農業法人にいろんなところを頼んじゃうと、農業新聞にも書いてあったんですけれども、撤退、赤字で儲からないと。そうすると撤退すると、地区の農業はがたがたになるということを書いてあったんですけれども、そういう点のことは、よく吟味しているんでしょうか。その点のところはどうですか。

それと地域計画、まだ小糸地区とか地域計画をやっていませんよね。近隣の農業をやって

いる人が、いや、あそこやりたかったんだと、それなのに農業法人にやられてしまったという事です。

地域計画をもうちょっと早く。その前にこういうことをやっちゃうと、地域計画がちょっとおざなりになっているんじゃないかと、そんなような感じしたんですけれども、その点はいかがでしょうか。

議 長 奥倉係長。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 委員のおっしゃるとおり、企業が収益によってすぐ撤退してしまうという例は実際、上総地区でありまして、人・農地プランの中心経営体に当たっていた方がそのまますぐ撤退で、地域の方が困ったという例は確かにございます。それで、委員が御心配されていることは確かだというふうに認識しております。

こちらの法人につきましては、以前から基盤強化法での契約を多くやっている法人だとこちらは考えておりまして、今回の件は、その中の経営規模の拡大という認識でおりまして、今回の件は問題ないと思っております。

ただ、十分にこれからの地域計画などの話合いが進んでいく中で、この事業が本当に地元の方々が推進するような企業であるかというのは、議論の一つになるのかなと、今、御質問を受けて思いましたので、その点も踏まえて今後考えていきたいと考えております。

以上です。

議 長 よろしいですか、溝口委員。

溝口委員 はい、分かりました。

議 長 それでは、それ以外何か質問、意見がございますか。

(発言する者なし)

議 長 なければ、採決をしたいと思えます。

議案第9号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

---

◎報告第1号ないし第9号

議 長 日程第7、報告第1号ないし第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第5号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、報告第6

号ないし第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第9号について、質問、意見等がありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし第9号を終わります。

---

◎閉 会

議長 これをもちまして、令和5年第10回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の農業委員会総会は、令和5年10月3日火曜日、市役所5階大会議室にて開催する予定でありますので、よろしくをお願いします。

(午後4時34分)